

# すこしやか介護



## 第11回テーマ 高齢者福祉計画・第6期 介護保険事業計画の概要

平成27～29年度を期間とする

「安芸高田市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定しました。

**基本理念** 「支えあい 助け合い 安心して暮らせるまち

あきたかた」

### 【重点施策】

地域包括ケアの推進

医療・介護の専門職の連携強化と、食事などの生活支援サービスとを適切に提供できる体制づくりを進めます。

・ 認知症高齢者対策

（認知症の早期発見、早期対応体制の整備、認知症支援の地域ネットワークづくり等）

・ 権利擁護の推進

（高齢者虐待、成年後見制度等）

・ 介護・医療の連携強化

・ 健康づくりの推進

**安心と生きがいづくりの推進**

健康で生きがいのある生活を続けるため、「介護予防」や「健康づくり」、「社会参加」機会の充実を進めます。

平成37年には団塊の世代の方々が75歳に到達され、少子高齢化とも相まって、医療・年金・介護等の社会保障費の増加が懸念されます。

このような中、安芸高田市では、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、「支えあい 助け合い 安心して暮らせるまち あきたかた」の実現を目指します。

### 〈推計条件〉

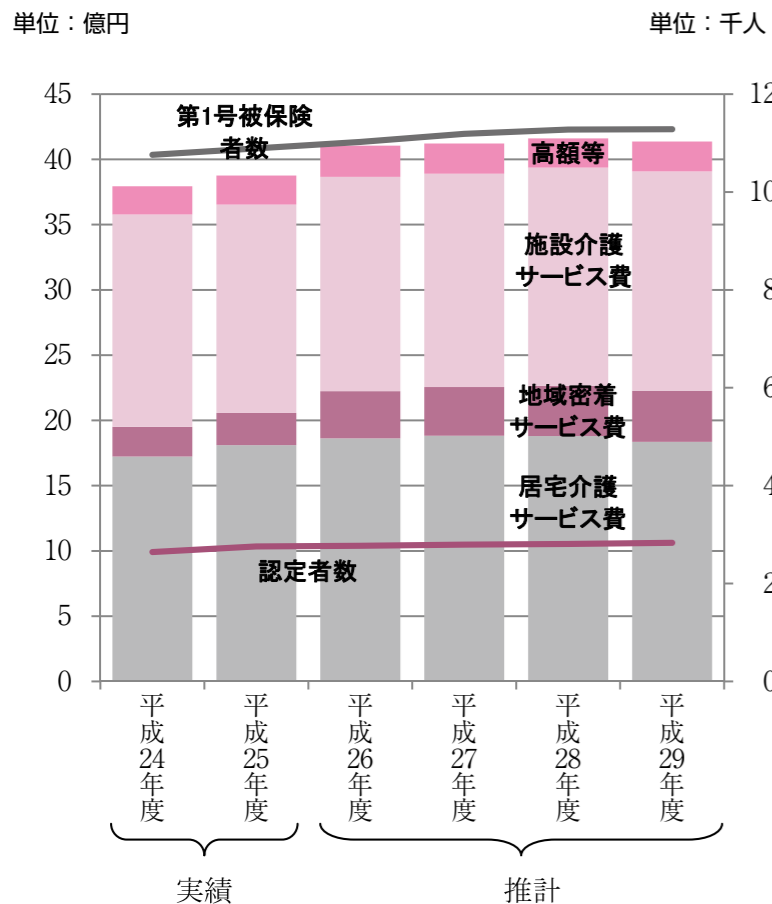
・ 特別養護老人ホーム等の介護保険サービス事業所数及び利用定員は現状維持としています。

※この推計保険料は、平成27年3月現在における推計値であり、将来の保険料を確定するものではありません。

※介護保険サービス事業所の増減や法改正等により増減します。

平成32年度の保険料基準額	7,142円
平成37年度の保険料基準額	8,079円
将来の保険料推計(概算)	月額

## 介護を必要とする人と費用の増加



## 平成27～29年度の介護保険料

所得段階	割合	月額保険料
第1段階 ・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者の方で世帯員全員が市民税非課税の方 ・世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	※0.45	2,745円
第2段階 世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円より多く120万円以下の方	0.725	4,422円
第3段階 世帯員全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階以外の方	0.75	4,575円
第4段階 本人が市民税非課税かつ、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.875	5,337円
第5段階 本人が市民税非課税かつ、第4段階以外の方	1.00	6,100円
第6段階 本人が市民税課税かつ、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	7,320円
第7段階 本人が市民税課税かつ、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	7,930円
第8段階 本人が市民税課税かつ、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	9,150円
第9段階 本人が市民税課税かつ、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.70	10,370円
第10段階 本人が市民税課税かつ、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.75	10,675円
第11段階 本人が市民税課税かつ、合計所得金額が600万円以上の方	2.00	12,200円

※適用期間は平成27年度から平成28年度までとなります。ただし、期間及び割合について、国の動向により変動する場合があります。

ます。

・ 介護予防と生活支援体制づくりの推進

・ 高齢者の見守り体制の充実  
・ 高齢者の社会参加機会の充実・支援

・ 地域の様々な人的資源の連携を醸成し、孤立防止や見守り支えあい活動の充実など、地域がつながる体制づくりの推進

**介護保険制度の安定的運営**

・ 質の高いサービス提供体制づくりの推進  
・ 介護保険サービスの適正化

### 【介護保険料】

介護保険サービスに要する費用のうち10%（平成27年8月から、一定以上の所得がある人の負担割合は、20%となります。）は、利用者が自己負担し、残った90%のうち半分を国・県及び市が負担し、残り半分の28%を40歳から64歳の人（第2号被保険者）が負担し、

22%を65歳以上の人（第1号被保険者）が負担します。

今後3年間の介護保険サービスの利用見込みを推計し、その額に基づいて算定した結果、平成27～29年度の保険料は、**基準年額73,200円(月額6,100円)**となります。これによって、平成24～26年度までの保険料基準年額72,000円(月額6,000円)から、年1,200円(月額100円)の負担増となります。

### 介護保険料引き上げの主要因

- ① 介護保険サービスを利用する人が増加
- ② 65歳以上の第1号被保険者の保険料の負担割合が1%増加
- ③ 介護保険サービスの充実

### 【介護保険料の将来推計(概算)】

厚生労働省が定める推計方法により、将来の介護保険料を推計しました。  
高齢化の進行に伴って、介護保険料の増高が懸念されます。